



北朝鮮のミサイル発射の教訓

四月五日に、北朝鮮は太平洋上に三千二百キロに達するミサイルの発射に成功（衛星の軌道進入は失敗）した。

国連の安全保障理事会は、全会一致の議長声明によって厳しく非難したが、北朝鮮はそれに反撥して六者協議から離脱すると発表し、更に自国防衛のために核抑止力を強化することも述べ、核ミサイル開発にひた走る姿勢を見せた。

北朝鮮は、すでに日本全土を射程に入れる「ノドン」ミサイルについては一九九三年に日本海に向けての発射実験に成功しており、数百基の発射装置が日本に向けられているといわれ、更にノドン搭載可能な核弾頭の小型化にも成功したとの情報もある。

それにも拘らず、平和ボケの著しい我が国では、今後において予想される米・朝の二国間協議の開始によって「蚊帳の外」に置かれ、拉致問題の解決も遠のいてしまうのではないかと恐れているのみである。

ここでは、むしろ北朝鮮のミサイル発射の教訓として、今後における日本防衛の充実に真剣に考えるべきであろう。特に、北朝鮮が金正日体制を守るために絶対に「核」を放棄しないと考えられるところから、「健康に不安を抱える情緒不安定な独裁者が支配する予測不能な核保有国」が我が国の直近で敵対しているという現実を直視しなければならない。

こうした危険な状況において、国民の生命の安全を守るためには、このたびのミサイル発射の教訓を生かし、次に掲げる諸点について国土防衛の充実に図らなければなるまい。

第一の教訓としては、弾頭ミサイル基地や発射を検知する我が国独自の高性能の早期警戒衛星を保有することを目指すべきである。

更に、全国に九基しかない地対空誘導弾パトリオット（PAC3）を全国各ブロック単位に多数増強配備し、イージス艦についてもその増強を図る必要がある。

第二としては、集団的自衛権の行使を違憲とする政府解釈を直ちに改めるべきである。

集団的自衛権は、国連憲章（第五十一条）において「個別的、集団的自衛権を行使することは国家固有の権利」として認められており、日米安保条約においてもその前文で「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の自衛権を有していることを確認」して締結されていることをあらためて認識する必要がある。

北朝鮮のミサイルが米国に向けて発射された場合に、我が国のMDシステムが対応しないということであれば日米同盟の実が拳がらないこととなるから、北朝鮮のミサイルへの対策としては、政府が「集団的自衛権を保有しているが、その行使については憲法が認めていない」と解釈していることについて、この際、一刀両断の下に変更して、国連憲章及び日米安保条約の基本精神に立ち戻るべきであろう。

第三としては、「専守防衛」の枠内において国民の生命と財産を守るために、ミサイル基地を叩く「積極的自衛戦略」をとり、敵基地攻撃能力や洋上撃破能力を持つべきである。

そして、第四としては、非核三原則を改めて、核の「持ち込み」を認め、核の抑止力を高めるべきである。

北朝鮮の核ミサイルに対して米国の「核の傘」に依存するのであれば、核の持ち込みを認めるか、あるいは有事に米国から核弾頭の譲渡を受ける「核兵器共有政策」（ドイツ・イタリアなど欧州非核五か国が採用）を導入すべきであろう。

北朝鮮のミサイル発射の教訓として以上に述べたような諸対策を、我が国の防衛政策に上積みしていくならば、戦後長らく日本人の心理を支配している「平和ボケ」の脱却も夢ではあるまい。